

「新温泉町情報共有アプリ導入業務」
公募型プロポーザル実施要領

町と自治会等の地縁による団体（以下「自治会」という。）の代表者及び自治会内の情報伝達手段として、デジタルデバイスを活用した電子回覧板、共有フォルダなどの自治会の運営支援に特化した機能を有し、有事には町と連携し、地域防災・福祉に関する緊急情報の配信や、安否確認等で使用できるアプリケーション（以下「アプリ」という。）を導入することで情報伝達の迅速化・効率化を図り、自治会の代表者や役員（以下「自治会運用者」という）、町職員の負担軽減、自治会活動の維持・活性化につなげることを目的とする。

1 業 務 名

新温泉町情報共有アプリ導入業務

2 事業概要

(1) 業務内容

「新温泉町情報共有アプリ導入業務仕様書」（別紙１）のとおり

(2) 履行期間

契約締結日（令和７年１０月１日 予定）から令和８年３月３１日まで

(3) 提案限度額

７，０００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 選定方法

(1) 事業を受託する事業者は、公募型プロポーザル方式により選定するものとする。

(2) 応募のあった事業者の企画提案書を、新温泉町情報共有アプリ導入業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において審査の上、１事業者を選定する。

4 参加資格

参加者は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和２２年号外政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第３３条第１項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第４１条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、新温泉町暴力団排

除条例（平成24年条例第30号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員に該当しないこと。

(4)過去5年間で、地方公共団体における同種業務を実施した実績を有していること。

(5)町での業務遂行の打ち合わせ等に出席でき、その他必要に応じ、緊密な連絡調整が可能であること。

5 企画提案に係るスケジュール

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 募集要領、仕様書等公表 | 令和7年8月20日（水） |
| (2) 業務実施に係る質問の受付 | 令和7年8月20日（水）～8月27日（水） |
| (3) 質問への回答 | 令和7年9月1日（月） |
| (4) 参加申込書及び企画提案書等の受付 | 令和7年9月12日（金）まで |
| (5) プレゼンテーションの実施 | 令和7年9月25日（木）午後 |
| (6) 審査結果公表 | 令和7年9月下旬 |
| (7) 契約の締結 | 令和7年10月1日 予定 |

6 質問及び回答

(1) 質問方法

質問がある場合は、「質問書」（様式6）に記載し、メールで新温泉町企画課 DX・情報推進係に提出すること。また、メールの件名は、新温泉町情報共有アプリ導入業務質問書（事業者名）」とすること。

※その他の方法（電話・来庁等）による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和7年8月27日（水） 17時必着

(3) 回答方法

回答はメールにより、令和7年9月1日（月）に、全ての質問内容及び回答を全応募者に対して通知する。

7 参加申込書の提出

プロポーザルへの参加者は「参加申込書」（様式1）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、添付書類を添えて持参又は郵送により新温泉町企画課 DX・情報推進係へ提出すること。

(1) 提出書類

- 1) 参加申込書（様式1）
- 2) 添付書類
 - ①会社概要書（様式3）
 - ②業務実績調書（様式4）
 - ③業務実施体制（様式5）
 - ④財務諸表

※証明書類は提出時３ヶ月以内のものに限ります。

(2) 申込受付期限

令和７年９月１２日（金） １７時必着

(3) 参加辞退届

参加申込書提出後、辞退する場合は、「参加辞退届」（様式７）を記入し、持参又は郵送で提出すること。

8 企画提案書等の提出

参加者は、下記を参照のうえ作成し、一括して持参または郵送により提出すること。

(1) 企画提案書

- ・ A４判 縦横どちらも可（必要に応じ折り込みA３判も可）
- ・ 両面印刷 枚数自由

(2) 見積書【様式自由】

- ・ 「本業務にかかる経費」を明示すること。
- ・ アプリ導入後、運用にかかる経費（アプリ利用料等）を明示すること。

(3) 提出部数

様式２ 印鑑を押印したもの １部

企画提案書 ７部

令和７年度業務委託見積書 ７部

令和８年度以降に必要な各種運用費、管理費等の見積書 ７部

別紙３ モデル仕様書 １部

企画提案書のデータを収めたCD １枚

(4) 提案書受付期限

令和７年９月１２日（金） １７時必着

(5) 提出先

〒６６９-６７９２ 兵庫県美方郡新温泉町浜坂２６７３-１
新温泉町企画課 DX・情報推進係

9 審査について

(1) 審査委員会

受託者の選定は、下記、評価基準に基づき審査委員会が行う。参加者が３者を超えた場合は、２段階で審査を行う。一次審査（書類審査）の評価結果上位３者が二次審査（提案書・プレゼンテーション・提案価格）に進み、二次審査の評価で契約候補者を決定する。なお、公募型プロポーザルに参加する者が１者となった場合でも選考は実施する

(2) プレゼンテーション

ア 日 程 令和７年９月２５日 午後１時３０分～午後５時００分のうち
１時間程度（参加申込書提出後、指定する）

場 所 新温泉町役場２階会議室

イ 実施内容

- (ア) 提出資料を基にプレゼンテーション（説明）とヒアリング（質疑）を行う。
- (イ) 持ち時間は、1 事業者につき概ね 1 時間とする。（説明 40 分、質疑 20 分）
- (ウ) プレゼンテーションは企画提案書等の掲載内容のみで行うものとし、追加資料の提出は認めない。
- (エ) オンラインによるプレゼンテーションを希望する場合はその旨を連絡すること。ただし、通信環境等による不具合が生じた場合においても、持ち時間の延長はないもの、評価に対する影響も異議を述べないものとする。
- (オ) プレゼンテーションへの参加人数は 3 人以内とする。
- (カ) 75 インチモニター、HDMI ケーブルは本町で準備する。

(3) 審査結果

審査結果は、令和 7 年 9 月下旬に参加者全員に郵送で通知するとともに、本町のホームページで公表する。なお、提案者は、本プロポーザルに関する一切の事項について異議、その他苦情の申出をすることはできない。

10 評価基準

審査は企画提案書に関するヒアリングを行った後、別に定める新温泉町情報共有アプリ導入業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準（以下「審査基準」という。）に基づき行うものとする。各参加事業者の提案書内容を、以下の評価項目において、各審査基準により評価する。

- ①一次審査（書類審査） 業務実施体制、業務実績
- ②二次審査（提案書・プレゼンテーション・提案価格）
 - ・業務実施体制、業務実績、提案内容、その他、価格

11 業務委託契約について

受託者と本町が協議し、「新温泉町情報共有アプリ導入業務仕様書」を確認した上で契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、受託者と本町の協議により最終的に決定する。

12 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 参加手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出期限後の提出資料の差替え及び再提出は一切受け付けない。
- (4) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (5) 9 月補正予算が成立しなかった場合、本プロポーザルの業務委託契約は締結しないものとする。

13 問合せ先及び提出資料の提出先

〒669-6792 兵庫県美方郡新温泉町浜坂 2673-1

新温泉町企画課 DX・情報推進係（担当：上島、熊本）

電話 0796-82-5624 メール kikaku@town.shinonsen.lg.jp